

組合員・賛助会員 各位

新潟県税理士協同組合

理事長 西片多門
教育情報担当常務理事 小菅洋司

共催 関東信越税理士会新潟県支部連合会
協賛 一般財団法人 あんしん財団

平成30年度 実務研修会のご案内

新潟県税理士協同組合における教育・情報事業として実務研修会を開催いたします。本年は、不動産鑑定士の鎌倉靖二先生を講師にお招きし、下記のとおりの内容となっております。会員並びに職員の皆様の多数のご参加をお待ちしております。

記

1. 日 時 **平成30年10月2日(火) (受付9:30~)**

10:00~12:30	研 修
12:30~13:30	昼 食
13:30~14:30	研 修
14:30~14:45	休 憩
14:45~16:00	研 修

2. 会 場 **ANAクラウンプラザホテル新潟**

新潟市中央区万代5-11-20 電話025-245-3333

3. 前半テーマ **意外と落とし穴のある「地積の大きな宅地の評価実務と留意点」**
～ 財産評価基本通達に精通した実務家ならではの視点で詳細解説～

内 容 平成30年1月1日以降の課税時期に適用される「大きな」土地は「広大地」ではなく、新設された「地積規模の大きな宅地」として評価することになりました。広大地に比べ適用要件が明確になり、簡単に判定できるようになりましたが、実は過大評価につながる落とし穴もあります。「地積規模の大きな宅地」を正しく評価するにあたっては、「都市計画法の理解」と「落とし穴にはまらないための知識」が必要です。すでに多くの専門書が出版・解説されていますが、それらとは一線を画す実務家ならではの視点でわかりやすく解説します。「地積規模の大きな宅地」の判定においてはやはりグレーゾーンもありますので、実務においてどう判断すべきかについてもお伝えします。

後半テーマ 相続税・贈与税土地評価における「税理士のための役所調査実務の手順と知識」
～ 財産評価基本通達にしたがった土地評価に必要な役所調査手順と知識とは～

内 容 土地を評価するにあたって、正しい評価額を算出するには現地調査のみならず、役所調査も必ず行わなければなりません。しかし財産評価基本通達には、減価要因についての規定はありますが、「役所調査」のことには触れられていません。

したがって、役所調査を行わなかったために減価要因を見落とし、高い評価額を算出していることに気付かない例が散見されます。

この講座ではこのような過大評価を防ぎ、適正な評価額に到達するために必要な役所調査の手順と知識を解説します。

4. 受講料	組合員・賛助会員	1人3,000円(昼食・テキスト代込み)
	組合員・賛助会員の職員	1人4,000円(昼食・テキスト代込み)
	非組合員及びその職員	1人8,000円(昼食・テキスト代込み)
	(職員には税理士を含まない)	

5. 申込方法 同封の振込用紙に必要事項記入の上、9月12日迄にお振込み下さい。

定員300名(定員になり次第締め切らせていただきます)

キャンセルは9月21日までお受け致します。9月22日以降のキャンセル及び当日の欠席の場合、受講料は返金いたしません。研修会終了後にテキストをお送り致します。

6. 講師 不動産鑑定士 **鎌倉 靖二 氏**

[プロフィール] みらい総合鑑定株式会社 代表取締役。福岡市生まれ。修猷館高校、明治大学政経学部卒業後、大和ハウス工業株式会社を経て、相続・同族会社専門の不動産鑑定事務所として2010年創業。

「会計士・税理士先生の業務負担軽減と申告時の安心」「相続人の方々のための節税」を業務の2本柱としており、ホームページ経由で相続人からの相談も多い。税理士会等でのセミナー研修、講演多数。

現在、日本全国の税理士事務所、会計事務所向けに広大地案件をはじめ相続・贈与における土地評価のサポートを行っており、同族会社間取引時の鑑定評価を多数行う他、財産評価基本通達の規定では時価よりも高く算出されてしまう無道路地や広大地案件や特殊な土地評価のサポート実務のために、関東近県のみならず、九州から北海道まで東奔西走の日々を送っている。

(注) **バーコード付研修カードをご持参ください。(研修時間5時間)**

◆ 問合せ先 **新潟県税理士協同組合事務局**

TEL 025-225-2201 FAX 025-225-2221